

介護サービスの紹介 その⑤

サービスの利用料と高額介護

介護や支援が必要な方を支えあうために、介護保険制度があります。今回は、実際にサービスを利用した場合の費用などについて紹介します。

◆利用者負担額（自己負担額）

介護保険のサービスは、要介護度によって1か月に在宅で利用できる限度額（支給限度額）が決まっています。その範囲内では、利用者はサービスにかかった費用の1割を負担し、支給限度額を超えた場合は全額自己負担となります。

そのほか、食費など介護保険の対象とならない費用についても自己負担となります。

◆高額介護サービス

利用者が介護サービスを利用されたときに支払う介護費（1割負担）が、一定の額を超えた場合、申請によりその超えた分が「高額介護サービス費」として後日払い戻されます。

平成17年10月以降の利用分については、1か月分のみ申請すると、以後の申請手続きが省略されます。

（振込口座を変更される場合などは、新たに申請が必要になります。）

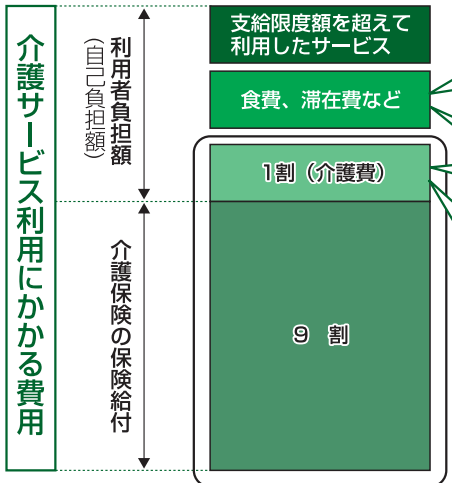
※対象者には、毎月お知らせをしています。

★介護保険のサービスを受けるためには「認定1」を受ける必要があります。詳しくは広報たかしまNo43（5月15日号）をご覧ください。か、長寿介護課（☎2210210）、地域包括支援センター（☎2210193）、または各支所住民課（新旭地域は社会福祉課）へお問い合わせください。

利用者負担額などには、以下の負担軽減制度があります。

- ★負担限度額の認定
対象者：住民税世帯非課税者など
対象経費：食費、居住費（滞在費）
- ★社会福祉法人等による利用者負担軽減
対象者：住民税世帯非課税者で、収入等が一定以下の方
対象経費：食費、滞在費、居住費、宿泊費、介護費など
- ★高額介護サービス費

利用者負担段階区分	利用者負担（1割分）上限額【1か月】
一般世帯（下記以外の方）	37,200円
住民税世帯非課税の方	24,600円
住民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
・高齢福祉年金受給者であって、住民税世帯非課税の方 ・生活保護受給者	15,000円



要介護度	支給限度額【1か月】
要支援1	49,700円
要支援2	104,000円
要介護1	165,800円
要介護2	194,800円
要介護3	267,500円
要介護4	306,000円
要介護5	358,300円



このコーナーに関するお問い合わせは 長寿介護課 ☎(22)0210まで
今津町名小路1-4-1（市役所別館1階）

いきいき 元気生活 応援します! シリーズ 18

地域で、認知症の人を支える ⑤

こんな時どうする? ③

「物を盗まれた」と言います

不安な思いを共有して味方になってあげましょう



「大切な物を失くしてはいけない」と思って「どこかにしまい直す」ことは普段の生活ではよくあることですね。しかし「いざ使おうと思ったらそれがない」時、あなたはどうしますか?

認知症の方は「片付けたこと」自体を忘れてしまい「これは怪しい、誰かが盗ったに違いない」と疑ってしまふことがあります。このようなときには一番身近な家族が犯人にされてしまうことが多く、家庭内でトラブルになってしまいます。

犯人とされた家族が「盗ったのは私じゃない」と説明しても、認知症の方は「自分が盗ったと白状する者がいるはずがない」と思ってしまうのです。だから「それは困りましたね。一緒に探しましょう」と本人の気持ちに寄り添って一緒に探してみよう。

もしみつかったとしても、家族が先に見つけると「やっぱり犯人はあんたか。」と言われることもあります。ですから、「この辺りを探してみようか」とついでに具合に導いて自分で見つけてもらいたい「あった。良かった」と喜びを分かち合いたいです。

認知症の方は、自分の行動にプライドを持ち続けている反面、自分の衰えやもの忘れに対する不安がいつぱいで、気持ち不安定になっています。自分のしたことを自分じゃないと言い張ったり、感情の「コントロール」ができにくくなり、怒ったり泣いたりすることもあります。また相手が興奮していること

に興奮し、興奮している自分に余計に興奮することもあります。しかし、いつも不安定でいるわけではありません。ご本人の状態やタイミングを見ながら、今どう思うようになってくるのかをちょっと考えて接してみることも時には必要でしょう。

高齢者の人権を護る

高齢者の人権を侵害するものとして「虐待」や「悪質商法」があります。

虐待を受けている高齢者の約6割には認知症の症状が見られます。認知症になった現実を家族が受け入れられない、対応方法がわからないといったことから最悪の場合は虐待に発展してしまうこともあります。

また、認知症により記憶力・理解力・判断力が低下して悪質業者にだまされたり、強引な訪問販売や悪質な催眠(SF)商法などの被害に遭い、大切な財産を奪われてしまうこともあります。

こうした人権侵害から高齢者を護るためには、家族や地域の人認知症について正しく理解し適切な関わりや見守りを行うことが大切です。また、そのようなときには地域包括支援センターや消費者生活相談へご相談ください。

家族介護教室 1月の予定

- ▼日程 1月15日(火) 10時30分～14時30分
- ▼場所 安曇川ふれあいセンター
- ▼内容 認知症の方の介護について
- ▼費用 無料(昼食代実費負担)
- ▼申込先 地域包括支援センター

介護予防教室 元氣カレッジ1月の予定

- ▼対象 65歳以上の方を対象とした、みんなで元氣づくりに取り組む教室です。(申込不要)
- ▼時間 14時～16時
- ▼持ち物 お茶、タオル
- ▼申込締切 各開催日の1週間前まで
- ▼参加費 無料
- ▼会場 地域包括支援センター または NPO法人どころこ ☎(20)23001

実施日	会場	内容
1月11日(金)	やすらぎ荘(新旭)	創って感動! 広がれ人の輪
1月21日(月)	朽木保健センター	「持ち物」お茶、タオル、ハサミ、お手拭
1月25日(金)	世代交流センター(安曇川)	元氣の源 いただきます!
1月28日(月)	高島保健センター	「持ち物」お茶、タオル

このコーナーに関するお問い合わせは...
地域包括支援センター
 今津町名小路1-4-1 (高島市役所別館1階)
 ☎(22)0193 ☎(22)02622